

# 鳥取県公報

昭和二十七年五月二十七日  
第二千三百十五号  
火曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

目次

◇告示 県地方労働委員会委員の任命  
理容師、美容師試験実施  
建設業者の登録まつ消  
同土地改良区より理事の氏名、住所届出  
乙種看護婦試験実施

## 告示

鳥取県告示第二百六十七号

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）  
第二十一條の規定により鳥取県地方労働委員会委員を昭和二十七年五月十四日次のように任命した。

昭和二十七年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

区分	氏名	生年月日	住 所	職 業
公益委員	田中 秀次	明治三一、九、二六	鳥取市西町九三	弁護士
"	若木 礼	" 四〇、九、八	鳥取市東町一六番地	鳥取大学教授
"	高田 三郎	" 二九、一、六	東伯郡長瀬村大字長瀬	なし
"	青戸 辰午	" 三〇、六、三〇	米子市加茂町一丁目二二	弁護士
"	三好 泰三	" 四二、七、二二	日野郡日野村字舟場	農業
労働者委員	河上 正俊	大正三、九、一四	鳥取市豆腐町一四	日本通運(株)鳥取支店職員
"	森本清太郎	明治四三、一〇、五	岩美郡本庄村字本庄四〇六	日本鑛業(株)岩美採鑛主任

佐々木章久 大正二二、六 東伯郡旭村大字 中国電力(株)倉吉營業所職員

福田 傳市 五、一〇 米子市道笑町四 日ノ丸自動車(株)米子支社職員

種 芳 九、二、三三 米子市皆生市營(株)大山工場職員

使用 清水 臨藏 明治三〇、鳥取市梶川町一 阪鳥製氷(株)社長

清水 英雄 二、八、七二〇一 鳥取市東品治町 大同木材(株)取締役

桑名 節藏 三三、六、六 東伯郡社村大字 日本通運(株)倉吉支店長

加藤 章 三三、五、二二七 米子市明治町八 山陰日々新聞社長

安部三代治 三三、二、一〇、一二 米子市久米町三 坂口合名會社支配人

**鳥取県告示第二百六十八号**  
昭和二十七年第一回理容師、美容師試験を次のとおり実施する。  
昭和二十七年五月二十七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

種 別	日	時	場 所
理容師 学科試験	昭和二十七年六月二十三日	自 九時 至 十七時	東伯郡倉吉町明治町 中央農協連講堂 (三階)
美容師 実地試験	六月三十日	自 九時 至 十七時	廣瀬町 倉吉保健所
美容師 実地試験	七月二日	自 九時 至 十七時	米子市角盤町 米子保健所

理容師美容師法施行細則第二十條に規定する願書は昭和二十七年六月十五日までに所轄保健所經由知事に提出し、試験当日は午前八時三十分までに受験用具を携帶し試験場に出席してください。

**鳥取県告示第二百六十九号**

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四條の規定による廢業届があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。  
昭和二十七年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	登録年月日
鳥取県知事登録(五)第一七〇号	昭和十五年七月十一日	藤谷	米子市日野	藤谷 釈男	昭和十五年七月十一日
〃(五)第二五号	昭和十六年十月十九日	長谷川	米子市道笑町二丁目一七九	長谷川 幾喜	昭和十六年十月十九日

**鳥取県告示第二百七十号**

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四條第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録を

まつ、消した。  
昭和二十七年五月二十七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	登録年月日
鳥取県知事登録(五)第一五三三号	昭和十五年四月十八日	砂見組	岩美郡大岩村大字平野一八八ノ一	砂見 龜藏	昭和十五年四月十八日

**鳥取県告示第二百七十一号**

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八條第九項の規定により、土地改良区より次のように理事の氏名及び住所の届出があつた。  
昭和二十七年五月二十七日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

湖山村白浜土地改良区  
氏 名 住 所  
上山雄次郎 気高郡湖山村

山根	幸一	〃
大久保	豊	〃
星見	重藏	〃
小松	元治	〃
山本	秀雄	〃
大井	久夫	〃
山根	義治	〃
栃谷	英雄	〃
森下	義雄	〃
鳥羽	政美	〃
船野	久嘉	〃
山根	清治	〃
影井	善藏	〃
溝口	昇治	〃
山上村茶屋土地改良区		
谷	鹿藏	日野郡山上村大字茶屋
坪倉	時信	〃
山浦	重義	〃

坪倉 麻壽  
木山 正信  
〃

鳥取県告示第二百七十二号

昭和二十七年三月鳥取県告示第百六十三号で公示した乙種看護婦試験を次の日時に行う。

昭和二十七年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十七年五月二十九日(木)九時から十六時まで  
昭和二十七年五月三十日(金)九時から十二時まで

(試験場その他については昭和二十七年三月二十八日鳥取県告示第百六十三号による)

昭和二十七年五月二十七日印刷  
昭和二十七年五月二十七日発行

鳥取県公報

(昭和四年四月十一日)  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
刷所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣